

# 選管事務 の問題集

— Q&Aで理解する公職選挙法 —



## はじめに

本書は、選挙に関わる方々が、より正確に、より実践的に選挙実務に携わることができるようになってほしいとの想いを抱く、選挙制度や実務に精通した有志により編集されたものです。選挙に関連する事柄は多岐にわたりますが、『知っておくべき基本的な知識』、及び『選挙実務の実践に則した内容』を中心に取り上げています。

本書に挙げた内容をしっかり把握することで、選挙実務を遂行するにあたり、様々なシーンでより正確に、より実践的に対応することができるものと思います。また、新しく選挙実務に携わることになった人にとっても有効な一冊であり、『Q&A形式』という取り組みやすい形で学ぶことにより、即戦力として活躍されることが期待されます。

選挙実務に関わる事柄は幅広く、本書に掲載したもの以外にも取り上げるべき内容があるかと思います。今後、多くの方々にご意見をいただいたうえで改訂を進め、さらに実践的な選挙実務の遂行に役立つものに育てたいと考えております。

平成 26 年 9 月  
選挙管理実務研究会

## 本書の特長

- 「選挙の歴史」、「選挙のしくみ」、「選挙制度」、「選挙人名簿」、「立候補」、「投票」、「開票」、「当選人」、「選挙争訟」、「選挙運動」、「海外の選挙制度」と全 11 章に分け、Q & A 方式により編集。
- 解答を間違えた際に、問題文右上の『チェックボックスにチェックを付ける』ことで不得意分野がわかり、重点的に勉強ができる。
- 「選管事務の教科書」（国政情報センター発行）と併用することで、さらに理解が深まる。（対応頁を解説の右下に掲載。）
- 公職選挙法、公職選挙法施行令などの関連条文を掲示しているので、解答の根拠からしっかりと理解ができる。

---

## 第1章 選挙の歴史

---

Q1 選挙の歴史 ① (選挙権の要件) .....	12
Q2 選挙の歴史 ② (第1回参議院選挙) .....	13
Q3 選挙の歴史 ③ (投票方式) .....	13
Q4 婦人参政権 .....	14
Q5 選挙区制 .....	15
Q6 地方選挙の歴史 .....	16
Q7 選挙制度の創設等 .....	17

---

## 第2章 選挙のしくみ

---

Q1 公職選挙法 ① (公職選挙法について) .....	20
Q2 公職選挙法 ② (日本の選挙制度) .....	21
Q3 選挙管理機関 ① (中央選挙管理会) .....	22
Q4 選挙管理機関 ② (選挙管理委員会の職務) .....	23
Q5 選挙の種類 ① (総選挙と通常選挙の違い) .....	24
Q6 選挙の種類 ② (比例代表選挙の違い) .....	25
Q7 選挙の種類 ③ (選挙の種類について) .....	26
Q8 選挙期日 ① (公示と告示) .....	27
Q9 選挙期日 ② (公示・告示の期間) .....	28
Q10 選挙公報 .....	29

---

## 第3章 選挙制度

---

Q1 選挙制度 ① (衆議院議員選挙) .....	32
Q2 選挙制度 ② (参議院議員選挙) .....	33
Q3 選挙制度 ③ (小選挙区制度) .....	34
Q4 選挙制度 ④ (比例代表制度) .....	35

---

## 第4章 選挙人名簿

---

Q1 選挙権 .....	38
Q2 被選挙権 .....	39
Q3 選挙人名簿登録 ① (名簿の登録) .....	40
Q4 選挙人名簿登録 ② (名簿について) .....	41
Q5 選挙人名簿登録 ③ (名簿の修正) .....	42
Q6 選挙人名簿抹消 .....	43
Q7 選挙人名簿閲覧 ① (名簿の閲覧) .....	44
Q8 選挙人名簿閲覧 ② (閲覧のできない期間) .....	44
Q9 在外選挙人名簿 ① (名簿の登録方法) .....	45
Q10 在外選挙人名簿 ② (被登録資格) .....	45
Q11 在外選挙人名簿 ③ (申請機関) .....	46
Q12 在外選挙 .....	47
Q13 在外選挙人証 .....	48

---

## 第5章 立候補

---

Q1 立候補の制限	50
Q2 公務員の立候補制限	51
Q3 立候補の届出 ① (立候補の届出について)	52
Q4 立候補の届出 ② (衆議院議員選挙の届出)	53
Q5 立候補の届出 ③ (名簿届出政党の要件)	54
Q6 立候補の届出 ④ (開票立会人・選挙立会人の届出)	55
Q7 立候補の届出 ⑤ (供託金の届出)	56
Q8 供託金	57
Q9 補充立候補	58

---

## 第6章 投票

---

Q1 投票率	60
Q2 投票の基本 ① (秘密投票)	61
Q3 投票の基本 ② (学生の起用)	62
Q4 投票の基本 ③ (投票用紙の様式)	63
Q5 投票の基本 ④ (投票の基本について)	64
Q6 投票のしくみ	65
Q7 投票所 ① (投票時間)	66
Q8 投票所 ② (投票所の設備)	67
Q9 投票所 ③ (投票所の配置)	68
Q10 投票管理者 ① (投票管理者について)	70
Q11 投票管理者 ② (投票管理者の職務)	71

Q12	投票管理者 ③ (投票管理者と開票管理者の選任)	72
Q13	投票立会人 ① (投票立会人について)	73
Q14	投票立会人 ② (投票の開始)	74
Q15	投票立会人 ③ (罰則の規定)	74
Q16	投票立会人 ④ (投票立会人の職務)	75
Q17	投票の判断 ① (投票を拒否する場合)	76
Q18	投票の判断 ② (名簿に登録されるべき選挙人)	76
Q19	投票の判断 ③ (不在者投票用紙を交付した選挙人)	77
Q20	投票の判断 ④ (名簿に登録のない選挙人)	77
Q21	投票の判断 ⑤ (投票所入場券を持参しない選挙人)	78
Q22	投票の判断 ⑥ (名簿に照合済みの印がある選挙人)	79
Q23	投票の判断 ⑦ (投票用紙の汚損・書き損じ)	80
Q24	投票の判断 ⑧ (投票用紙の誤投函)	81
Q25	投票の判断 ⑨ (不在者投票の受理・不受理)	82
Q26	投票の判断 ⑩ (投票しないで退出した場合)	82
Q27	投票の判断 ⑪ (不在者投票用紙を持って来た場合)	83
Q28	投票の判断 ⑫ (死亡した選挙人の投票)	83
Q29	投票の判断 ⑬ (点字投票)	84
Q30	投票の判断 ⑭ (不在者投票の取り扱い)	85
Q31	投票用紙の交付 ① (投票用紙の取り扱い)	86
Q32	投票用紙の交付 ② (投票用紙の二重交付)	87
Q33	期日前投票・不在者投票	88
Q34	代理投票	89
Q35	投票所の閉鎖 ① (投票管理者の職務)	90
Q36	投票所の閉鎖 ② (すべての選挙人が投票した場合)	90

Q37	投票箱の閉鎖 ①（未投票の選挙人）	91
Q38	投票箱の閉鎖 ②（投票箱の閉鎖前に行うべきこと）	91
Q39	投票箱の送致 ①（投票箱の鍵の保管）	92
Q40	投票箱の送致 ②（投票箱の管理）	92
Q41	その他の投票	93
Q42	期日前投票	94
Q43	不在者投票 ①（不在者投票の手順）	95
Q44	不在者投票 ②（不在者投票について）	96
Q45	不在者投票 ③（郵送での投票）	97
Q46	不在者投票指定施設	98
Q47	記号式投票	100
Q48	代理投票	101
Q49	成年被後見人	102

---

## 第7章 開票

---

Q1	開票管理者	104
Q2	開票立会人 ①（開票立会人について）	105
Q3	開票立会人 ②（開票立会人の届出）	106
Q4	開票事務従事者	107
Q5	開票所	108
Q6	開票の手順 ①（参観人の要件）	108
Q7	開票の手順 ②（開票管理者の職務）	109
Q8	開票の手順 ③（投票の混同）	109
Q9	開票の手順 ④（投票用紙の分類）	110

Q10	開票の手順⑤（不受理と決定された票の取り扱い）	111
Q11	開票の手順⑥（開票録）	112
Q12	開票の手順⑦（投票箱の整理）	112
Q13	投票の効力	113
Q14	按分票	114

---

## 第8章 当選人

---

Q1	選挙会①（選挙会について）	116
Q2	選挙会②（無投票選挙の場合）	116
Q3	選挙会③（選挙会の開催）	117
Q4	選挙会④（決定方法の種類）	118
Q5	ドント式①（ドント式の特徴）	119
Q6	ドント式②（ドント式による当選者の決定）	120
Q7	当選人の決定	121
Q8	公職の任期	122

---

## 第9章 選挙争訟

---

Q1	選挙争訟①（当選争訟・選挙争訟の流れ）	124
Q2	選挙争訟②（選挙の管理執行に関する異議の申出）	125
Q3	選挙争訟③（異議の申出に対する決定）	126
Q4	選挙争訟④（審査の申立て）	127
Q5	選挙争訟⑤（選挙訴訟を提起できる条件）	128

---

## 第10章 選挙運動

---

Q1	政治活動と選挙運動	130
Q2	事前運動の禁止	131
Q3	当選後のあいさつ	132
Q4	選挙運動①(選挙運動について)	133
Q5	選挙運動②(選挙運動が禁止されていない者)	134
Q6	選挙運動③(教育者の選挙運動)	135
Q7	選挙運動④(犯罪者による選挙運動)	135
Q8	選挙運動⑤(戸別訪問)	136
Q9	選挙運動⑥(個々面接)	136
Q10	選挙運動⑦(選挙運動の種類)	137
Q11	選挙運動⑧(禁止されている選挙運動)	138
Q12	文書図画①(原則禁止とされている理由)	139
Q13	文書図画②(選挙運動用通常はがき)	140
Q14	選挙公報	141
Q15	選挙事務所	142
Q16	個人演説会	144
Q17	選挙公営①(選挙公営とは)	145
Q18	選挙公営②(選挙公営の種類)	146
Q19	インターネットを使った選挙運動①(選挙運動の制限)	147
Q20	インターネットを使った選挙運動②(表示義務)	148
Q21	インターネットを使った選挙運動③(プリントアウトしての頒布)	148
Q22	インターネットを使った選挙運動④(電子メールの転送)	149
Q23	インターネットを使った選挙運動⑤(投票日当日の更新)	150

Q24 選挙運動費用収支報告書 .....	151
-----------------------	-----

---

## 第11章 海外の選挙制度

---

Q1 ドイツの選挙 .....	154
Q2 ドイツの大統領選挙 .....	156
Q3 イギリスの選挙 .....	157
Q4 フランスの選挙 .....	158
Q5 アメリカ連邦議会議員の選挙 .....	160
Q6 アメリカの大統領選挙 .....	161
Q7 海外の選挙制度 ① (アメリカの選挙) .....	162
Q8 海外の選挙制度 ② (ニューヨーク市選挙管理委員会の採用方法) ...	162
Q9 海外の選挙制度 ③ (ベルギーの選挙制度) .....	163
Q10 海外の選挙制度 ④ (フランスの候補者名簿) .....	163



# 第1章 選挙の歴史



Q1

日本では明治22（1889）年に大日本帝国憲法および衆議院議員選挙法が公布され選挙権が確立された。当時の選挙権を有する要件として正しいものを1つ選べ。

- ① 直接国税 10 円以上を納める、25 歳以上の男子。
- ② 直接国税 15 円以上を納める、25 歳以上の男子。
- ③ 直接国税 10 円以上を納める、30 歳以上の男子。
- ④ 直接国税 15 円以上を納める、30 歳以上の男子。

答え ⇨

②

**解説** 明治22（1889）年当時は、選挙権・被選挙権を有するのは25歳以上の男子限定で直接国税が15円以上（現在の60万～70万円といわれています）を要する制限選挙で、全人口の1%程度しか有権者がいませんでした。

明治33（1900）年には直接国税10円以上、大正8（1919）年には直接国税3円以上と納税条件が緩和され、ついに大正14（1925）年、納税額の要件が撤廃されて25歳以上の男子に選挙権が与えられる普通選挙が実現しました。

## Column—直接国税

当時の直接国税とは、地租と所得税です。地租は明治6（1873）年に制定された土地を対象に賦課された税金です。所得税が導入されたのは明治20（1887）年ですが、このときの所得税はまだ補助的な税と位置付けられていました。明治23（1890）年ごろの国税収入に占める地租の割合は約60%、所得税は1.7%程度でした。

## 選挙の歴史 ②

チェックボックス

レベル ★★☆☆

**Q2** 参議院議員選挙が初めて行われたのはいつか。次の中から正しいものを1つ選べ。

- ① 明治 23 (1890) 年
- ② 大正 8 (1919) 年
- ③ 昭和 20 (1945) 年
- ④ 昭和 22 (1947) 年

答え ⇨

④

**解説** 参議院は、現行憲法の制定に伴い、貴族院に代わって設けられました。参議院議員選挙法が昭和22(1947)年に制定され、同年4月に新憲法の施行に先立って、最初の参議院議員選挙が行われています。その参議院議員選挙法は衆議院議員選挙法などとともに昭和25(1950)年に現行の公職選挙法に統合されました。

## 選挙の歴史 ③

チェックボックス

レベル ★★★☆☆

**Q3** 明治23(1890)年に行われた第1回衆議院議員選挙において、今では当たり前となっている投票方式が採用されていなかった。それは何か述べよ。

答え ⇨

無記名による秘密投票

**解説** このときの投票は、投票用紙に選挙人の住所氏名を書き込んで印鑑を押す記名式投票で行われました。この後、明治33(1900)年の法律の改正により選挙人の名前などを書き込まない無記名による秘密投票となり、現在に至っています。